

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那覇市は、介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

那覇市長

公表日

令和6年11月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
②事務の概要	介護保険法等の規定に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、介護保険給付に関する事務の管理を行う。特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。① 介護保険認定・給付、資格賦課収納の事務に係る申請書や届出書に関する確認 ② 保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③ 保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④ 被保険者の資格記録の管理 ⑤ 被保険者の受給者及び給付実績の管理 ⑥ 保険料の徴収及びそれに伴う給付制限
③システムの名称	介護保険システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表の100の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条における情報照会の根拠): 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の131,132の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条における情報提供の根拠): 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の2,3,7,11,15,42,56,65,69,80,83,86,87,108,115,125,128,132,144,161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 チャーがんじゅう課
②所属長の役職名	チャーがんじゅう課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	那覇市 総務部 法制契約課市政情報センター 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話:098-869-8191
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	那覇市 福祉部 チャーがんじゅう課 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話:098-862-9010

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	

10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月15日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法等の規定に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、給付実績の管理を行う。	介護保険法等の規定に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、介護保険給付に関する事務の管理を行う。	事後	
平成28年4月15日	//	① 申請書や届け出書に関する確認	① 介護保険認定・給付、資格賦課収納の事務に係る申請書や届出書に関する確認	事後	
平成28年4月15日	//	⑤ 被保険者の受給者及び給付実績の管理	⑤ 被保険者の受給者及び給付実績の管理	事後	
平成28年4月15日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	ちゃーがんじゅう課長 新垣 美智子	ちゃーがんじゅう課長 知念 功	事後	
平成28年4月15日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	那覇市 総務部 総務課市政情報センター	那覇市 市民文化部 市民生活安全課市政情報センター	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署	ちゃーがんじゅう課長 知念 功	ちゃーがんじゅう課長	事後	
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成28年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 1.取り扱い者数	平成28年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策	-	(項目内容追加)	事後	
令和2年2月25日	I関連情報 ③システムの名称	Acrocity・MCWEL(介護保険システム)	Acrocity・RKK(介護保険システム)	事後	
令和2年2月25日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成30年4月1日時点	令和2年2月1日時点	事後	
令和2年2月25日	IIしきい値判断項目 2.取り扱い者数	平成30年4月1日時点	令和2年2月1日時点	事後	
令和2年4月1日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	那覇市 市民文化部 市民生活安全課市政情報センター 電話:098-862-9930	那覇市 総務部 法制契約課市政情報センター 電話:098-869-8191	事前	
令和3年9月10日	I-4 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠): 番号法第19条第7号 別表第二の93,94,95の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46,47条 (別表第二における情報提供の根拠): 番号法第19条第7号 別表第二の1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,117の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2,3,6,19,25,30,32,33,43,44,47条	(別表第二における情報照会の根拠): 番号法第19条第8号 別表第二の93,94,95の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46,47条 (別表第二における情報提供の根拠): 番号法第19条第8号 別表第二の1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,117の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2,3,6,19,25,30,32,33,43,44,47条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月29日	I－1－③システムの名称	Acrocity・RKK(介護保険システム)	介護保険システム	事前	
令和6年11月29日	I－3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の68の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表の100の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条	事後	
令和6年11月29日	I－4－②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠):番号法第19条第8号 別表第二の93,94,95の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46,47条 (別表第二における情報提供の根拠):番号法第19条第8号 別表第二の1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,117の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2,3,6,19,25,30,32,33,43,44,47条	(番号法第19条8号に基づく主務省令第2条における情報照会の根拠):番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の131, 132の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条における情報提供の根拠):番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の2,3,7,11,15,42,56,65,69,80,83,86,87,108,115,125,128,132,144,161の項	事後	
令和6年11月29日	II－1.取扱者数 いつ時点の集計か	令和2年2月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年11月29日	IV-8.人手を介在させる作業	新規追加	[十分である] (判断の根拠) 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	
令和6年11月29日	IV-11.最も優先度が高いと考えられる対策	新規追加	[8]特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]当該対策は[十分である] (判断の根拠) 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	